

## 社会福祉法人寿栄会 役員等報酬等規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人寿栄会（以下「当法人」という。）の役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めたものである。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等 理事、監事及び評議員をいう。
- (2) 報酬等 社会福祉法（昭和26年法第45号）第45条の34第1項第3号に規定する報酬等をいう。
- (3) 費用 職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）、手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区別されるものをいう。

### (報酬等の取り扱い)

第3条 役員等には、定款第9条及び第24条に定めるとおり、報酬等を支給しない。

### (費用)

第4条 役員等が職務執行に当たって費用を要する場合は、職員、役員等の旅費支給及び費用弁償規程に基づき、所定の額を支給する。

### (公表)

第5条 社会福祉法第59条の2第1項第2号の規程による報酬等の支給の基準の公表は、この規程を公表することにより行うものとする。

### (規程の変更)

第6条 この規程の変更は、評議員会の承認を受けて行うものとする。

### 附 則

この規程は、平成29年6月18日から実施する。